

「自治基本条例の制定に向けて」

平成22年11月22日
秋田大学教育文化学部長
池村 好道

はじめに

I 地方自治と日本国憲法

- ① 「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」（憲法第92条）
- ② 団体自治と住民自治（分権と参加、自立と自律）

II 団体自治の諸課題

- ① 道州制、都道府県同士の広域連合
- ② 市町村合併
- ③ 県からの権限移譲
- ④ 自治体内分権、狭域自治
- ⑤ 協働、新しい公共

III 住民自治と自治基本条例

- ① 憲法、地方自治法と住民自治の制度
- ② 自治基本条例の性格
 - ・ 政策と自治のスタイル（自治推進条例）
 - ・ 理念、制度、制度の原理（骨子）
 - ・ 議会、議員と条例

IV 自治基本条例の主な論点

- ① 条例の位置づけ
- ② 基本理念、基本原則
- ③ 市民の権利、責務
- ④ 議会の権限、責務
- ⑤ 市長等の権限、責務
- ⑥ 情報公開・提供、個人情報保護
- ⑦ 意見広(公)聴制度
- ⑧ 施策等の評価制度
- ⑨ 住民投票制度 etc.

おわりに